- 1. 健康を維持し、いつまでも元気でいることのできる仕組みづくり2. 高齢者を地域で支え合う仕組みづくり

一宮町では、高齢者福祉における基本理念として「高齢者がいきいきとくらせる まち一宮」を掲げています。基本理念を実現させる施策体系は以下のとおりです。

基注	本目標	基本施策		各施策
			1 - (1)	健康づくりの推進
			1 - (2)	介護予防の推進
	健康を維持し、		1 - (3)	在宅医療・介護連携の推進
基本目標①	いつまでも元気 でいることので キス仕組みづく	地域支援 事業	1 - (4)	認知症施策の推進
	きる仕組みづく り		1 - (5)	相談・支援体制の強化
			1 - (6)	地域共生社会の実現
			1 - (7)	その他の地域支援事業
		保健福祉 事業	2 - (1)	保健サービスの推進・疫病予防
			2- (2)	民間事業者等との協力
		高齢者に	2- (3)	高齢者福祉サービスの充実
基本目標②	高齢者を地域で	やさしい まちづく	2 - (4)	心配ごと相談
	支え合う仕組み づくり	りの推進	2- (5)	シルバー人材センターの活用
			2- (6)	介護職の人材確保と業務効率化
		権利擁護 事業	2- (7)	権利擁護事業
		その他	2 - (8)	災害や感染症対策にかかる体制整備

高齢者がいきいきとくらせるまち一宮

基本目標① 健康を維持し、いつまでも元気でいることのできる仕組みづくり

1-(1)健康づくりの推進

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業を実施することにより、要支援・要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的としています。

第8期計画では、2040年を見据えるなか、総合事業の費用やサービスを提供する 事業者・団体等を適切に見込んだうえで、地域支援事業を行う上で必要となる地域 包括ケアシステム構築・定着を進めていきます。

地域包括ケアシステムの構築・定着にあたっては、担当課と連携しながら、庁内 一丸となって進めていきます。

高齢者がいきいきと暮らすためには、介護予防と併せて、日頃からの健康づくりや疾病予防が重要となってきます。

今後も、自主的に健康づくりや介護予防等に取り組めるよう、各種検診や健康相談、健康教育等を行うほか、高齢者等が集まる様々な機会を通して健康づくりに対する意識啓発を強化していきます。

1-(2)介護予防の推進(日常生活支援総合事業)

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じた住民等の多様な主体による多様なサービスを充実させることで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的、かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。これまでのサービスの利用促進や、地域課題の把握・共有により、取り組んでいきます。

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためには、できるだけ元気な状態でいる必要があります。しかし、75歳を超えると介護が必要な人の割合が増えている状況があることから、介護が必要となる前に適切な介護予防事業につなげていく取組が重要です。

総合事業のサービス供給量を見込むにあたっては、一宮町の実態に則しニーズを把握するとともに、サービスを提供する事業者・団体等の状況を考慮するなか、都度必要な量を検討していきます。

令和3年度以降、居宅要介護被保険者(要介護認定を受けた被保険者のうち居宅において介護を受けるもの)についても、町が認めた場合には総合事業の利用が可能となりました。総合事業のサービス単価についても町が定めることとなりました。そのため、総合事業のサービス対象や単価の弾力化についても検討していきます。

●介護予防の推進(日常生活支援総合事業)を構成する各事業の概要及び対象者

種別	事業	概要	サービス			
①介護予防・ 生活支援	(ア)訪問型サービス	対象者に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。	介護予防訪問介護相当サービス 訪問型サービスA(緩和基準サービス) 訪問型サービスB(住民主体) 訪問型サービスC(短期集中) 訪問型サービスD(移動支援)			
サービス事業 対象者・要支援認定者	(イ)通所型サービス	対象者に対し、機能訓練や集 いの場等、日常生活上の支援 を提供します。	介護予防通所介護相当サービス 通所型サービスA(緩和基準サービス) 通所型サービスB(住民主体) 通所型サービスC(短期集中)			
・基本チェックリスト(※)該当者	(ウ)介護予防 ケアマネジメント	対象者に対し、介護予防日常生活支援・総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを実施します。	介護予防ケアマネジメントは、利用者の 状態・意向等を踏まえ、介護支援専門員 (ケアマネージャー)により行われてい ます。			
	(ア)介護予防日常生活 支援総合事業対象 者把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげます。	基本チェックリストの実施 総合事業対象者数把握 総合事業対象者数推計			
②一般介護	(イ)介護予防 普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を 行います。	認知症予防教室 けんこう運動教室 東浪見けんこう運動教室			
予防事業 ■ 対象者 ・第1号被保険者	(ウ)地域介護予防 活動支援事業	住民主体の介護予防活動の 育成・支援を行います。	出張介護予防教室 介護予防推進員の育成・支援 敬老のつどい 福祉フェスティバル			
・介護支援のため の活動に関わる 者	(工)介護支援ボラン ティアポイント 事業	高齢者の社会参加や地域貢献 の介護予防の推進を図ります。	することを積極的に奨励・支援し、高齢者。			
	(才)一般介護予防 事業評価事業	介護保険事業計画に定める目 防事業の評価を行います。	標値の達成状況等を検証し、一般介護予			
	(カ)医療専門職との 連携	保健師・リハビリテーション専門職などの幅広い医療専門職と連携 ながら高齢者の自立支援に資する取組を推進していきます。				
	(キ)通いの場の推進	高齢者が気軽に参加できる「	通いの場」づくりを推進していきます。			
	(ク)PDCA サイクル	データを活用した PDCA サイ	クルに沿って取組を推進していきます。			

※基本チェックリストとは

相談窓口において、必ずしも介護認定を受けなくても必要なサービスが利用できるよう、本人の状況を確認するツールとして用いる厚生労働省が作成した25項目からなる質問票のことです。

①介護予防・生活支援サービス事業

(ア) 訪問型サービス

要支援認定者及び基本チェックリストにより把握された介護予防・生活支援サービス事業対象者に、訪問介護員や保健師等が居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護やその他日常生活上の援助を行うサービスです。

●いままでの介護予防訪問介護に相当するサービス

ケアマネジメントにより専門的なサービスが必要と認められる場合に、訪問介護員が訪問し、生活援助(掃除・洗濯・調理・買い物等)、身体介護(食事や入浴の介助)を行います。

■実施状況と目標

		現状			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
回数(回)	409	340	399	469	500	534	
延べ人数(人)	65	52	51	60	64	68	
給付費(円)	1,124,802	984,293	1,173,118	1,381,000	1,473,527	1,572,253	

●訪問型サービスA(平成29年度から開始)

一定の研修等を終了した従事者が訪問し、生活援助(掃除・洗濯・調理・買い物等)を行います。

■実施状況と目標

		現状			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
回数(回)	1,202	1,231	1,582	1,925	2,054	2,192	
延べ人数(人)	208	217	279	336	359	383	
給付費(円)	2,595,790	2,657,478	3,514,892	4,368,000	4,662,795	4,977,485	

●訪問型サービスD(※新規実施)

介護認定で要支援1・2の認定を受けた方やチェックリストで事業対象者になった方を対象とした、高齢者の移動支援サービスです。

	目標						
	令和3年度 令和4年度 令和5年度						
回数(回)	47	94	94				
延べ人数(人)	376	752	752				
給付費(円)	94,000	188,000	188,000				

(イ) 通所型サービス

要支援認定者及び基本チェックリストにより把握された介護予防・生活支援サービス事業対象者に、介護状態にならないための運動を行ったり、家では難しい食事や入浴・排せつの介助、健康管理、レクリエーションなどを行う通いの場を提供するサービスです。

●いままでの介護予防通所介護に相当するサービス

デイサービスセンター等に通い、入浴や排せつの介助、レクリエーション、機能訓練等を行うサービスです。筋力低下や閉じこもりを予防していきます。

■実施状況と目標

		現状			目標	
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回数(回)	1,718	1,220	1,264	1,428	1,524	1,626
延べ人数(人)	291	208	223	252	269	287
給付費(円)	8,021,826	6,089,316	6,145,699	7,056,000	7,532,207	8,040,553

●通所型サービスA (平成29年度から開始)

いままでの介護予防通所介護に相当するサービスの基準 (人員基準・施設基準等)を緩和したサービスです。運動主体の内容で、筋力アップによる介護予防を図ります。

■実施状況と目標

		現状			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
回数(回)	107	130	92	105	152	160	
延べ人数(人)	1,269	1,314	1,012	1,663	2,400	2,528	
給付費(円)	3,840,744	3,985,550	3,780,160	4,798,000	5,121,815	5,467,485	

[※]令和2年度の実績低下は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

(ウ)介護予防ケアマネジメント

介護予防・日常生活支援総合事業対象者を対象にケアプランを作成するとともに、事業実施の前後において効果の評価(アセスメント)を実施し、高齢者が要介護状態になることの予防や要介護状態の軽減及び悪化防止のためのマネジメントを行います。

また、利用者本位のサービス提供に向け、総合的な相談窓口として地域包括 支援センターの機能の強化を図るとともに、介護支援専門員(ケアマネージャー) への支援を行い、ケアマネジメントの強化等一層の質の向上を図ります。

居宅要介護被保険者(要介護認定を受けた被保険者のうち居宅において介護を受けるもの)についても総合事業を利用することが可能となる場合もあり、介護保険給付と総合事業を組み合わせたケアプランの作成も含めた適切な事業の利用を推進していきます。

②一般介護予防事業

元気な高齢者と介護予防・生活支援サービス事業対象者や認定者を分け隔てなく、すべての住民の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。

また、高齢者が身近な場所で気軽に健康づくり活動に参加でき、適切な医療サービスにつなげることで疾病予防・重症化予防を促進するために、担当課と連携をとりながら、高齢者の保険事業と介護予防の一体的な実施を推進します。

また、効果的な介護予防を実施するために、個人情報の取扱いに十分に注意しながらデータの利活用を進めていきます。

(ア)介護予防・日常生活支援総合事業対象者把握事業

基本チェックリストや、保健師等の訪問活動、主治医や民生委員等からの情報によって、閉じこもり等の何らかの支援を必要とする者を把握し、地域介護予防支援事業等で重点的に対応していきます。

(イ) 介護予防普及啓発事業

高齢者の生活機能の維持・向上に向けた取組を普及させるため、各種介護予防教室の実施やパンフレットの配布、広報への掲載等を実施します。

●認知症予防教室(平成28年度から開始)

基本チェックリストの「認知」項目該当者、または、認知症予防に興味のある人を対象に、有酸素運動、音楽、作業等の認知症予防に良いとされる専門プログラムを実施し、教室開催前後に認知機能評価を行います。

■実施状況と目標(平成28年度から開始)

		現状		目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	12	12	12	12	12	12
参加人数(延べ人)	132	139	140	180	180	180

●けんこう運動教室

元気な高齢者を対象に、保健センターで開催している運動・レクリエーション等の内容の教室を開催しています。

■実施状況と目標

		現状		目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	35	33	23	36	36	36
参加人数(延べ人)	997	1,035	683	1,440	1,440	1,440

※令和2年度の実績低下は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

●東浪見けんこう運動教室

元気な高齢者で、保健センターに来所できない人のために、東浪見コミュニ ティセンターで運動・レクリエーション等の内容の教室を開催しています。

■実施状況と目標

		現状			目標	
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	23	22	23	24	24	24
参加人数(延べ人)	292	356	183	360	370	380

[※]令和2年度の実績低下は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

(ウ) 地域介護予防活動支援事業

自主的な地域介護予防活動を展開する組織を支援するため、各地区社会福祉協議会に補助をします。また、介護予防推進員が地区に出向いて行う「出張介護予防教室」の普及啓発を図るために、各地区社会福祉協議会、民生委員児童委員と連携し、介護予防活動の推進を図ります。

●出張介護予防教室

介護予防推進員が各地区の集会所等に出張し、運動やゲーム等を行い、自宅から歩いて行ける地域での集いの場を広める活動をしています。

■実施状況と目標

		現状			目標	
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	135	130	60	100	130	150
参加人数(延べ人)	1,323	1,214	550	950	1,235	1,425

[※]令和2年度の実績低下は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

●出張介護予防教室以外の介護予防推進員の活動

介護予防推進員が各地区で、ウォーキング等の活動を行い、介護予防に関する 普及啓発を行います。

		現状		目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	252	246	390	400	400	400
参加人数(延べ人)	523	620	980	1,000	1,200	1,300

●敬老のつどい・地区サロン

地区社会福祉協議会が各地区で趣向を凝らし、敬老のつどいやサロンを開催しています。高齢者の閉じこもり予防活動の一つになっています。

■実施状況と目標

	現状			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	6	6	0	6	8	10
参加人数(延べ人)	749	724	0	750	800	850

[※]令和2年度の実績低下は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

●一宮町ボランティア福祉フェスティバル

一宮町社会福祉協議会及び一宮町ボランティアセンターの活動を広めるため、ボランティアセンター登録団体や地域の福祉施設、地元企業等が集い、参加者が交流し地域の絆がつくれるよう開催しています。

■実施状況と目標

	現状			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数(回)	1	1	0	1	1	1
参加人数(延べ人)	142	109	0	150	150	150

[※]令和2年度の実績低下は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

(エ)介護支援ボランティアポイント事業

高齢者が介護施設等においてボランティア活動を行い、その実績に応じて付与 されたポイントを換金する介護支援ボランティアポイント事業を実施します。

これにより高齢者の社会参加や地域貢献することを積極的に奨励・支援し、 高齢者の介護予防の推進を図ります。

(才) 一般介護予防事業評価事業

事業の参加状況や実施プロセス、人材・組織の活動状況を毎年評価し、より 効果的なサービス提供につなげていきます。

(カ) 医療専門職との連携

高齢者が要介護状態等になることを防止するにあたっては、生活機能の向上や 生きがいを持った生活を送ることのできる環境づくりが重要です。

このような環境づくりへのアプローチのために、保健師・管理栄養士・歯科衛生士・リハビリテーション専門職などの幅広い医療専門職と連携しながら高齢者の自立支援に資する取組を推進していきます。

(キ) 通いの場の推進

人と人とがつながり充実した地域づくりを目指していくうえで、高齢者が年齢や心身の状況等によって分け隔てられることなく、気軽に参加することができる「通いの場」づくりを推進することが重要です。通いの場においては、リハビリテーションの理念もふまえた機能回復訓練や生活機能向上を目的とするアクティビティ・レクリエーションを行います。通いの場の取組においては、短期集中予防サービスや地域ケア会議、生活支援体制整備事業等との連携を図りながら推進していきます。

国の計画では、通いの場に参加する高齢者の割合を2025年までに8%とすることを目指しています。これをふまえ、一宮町でも可能な限り増やしていきます

(ク) PDCA サイクルによる推進

地域支援事業等に関する介護関連データベースやアウトカム指標の活用することでPDCAサイクルに沿って取組を進めることが重要である。また、他市町の好事例も参考にしつつ、効果的な取組を常に検討しながら介護予防事業を推進していきます。

1-(3) 在宅医療・介護連携の推進

疾病を抱えても、自宅や住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けていくためには、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護の提供を行うことが必要です。そこで、関係機関が連携し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる連携体制の構築を図ります。また、在宅医療・介護連携を推進するにあたっては、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症への対応力強化のほか、災害や感染症への対応の取組を強化していきます。

	在宅医療・介護連携推進事業8つの取組	一宮町の取組
1	地域の医療・介護の資源の把握	一宮町での社会資源の把握に努めます。
2	在宅医療・介護連携の課題の抽出と 対応策の検討	連絡会議やケース会議を中心に課題の把握と対応 策を検討していきます。
3	切れ目のない在宅医療と在宅介護の 提供体制の構築推進	連絡会議を中心に体制の構築を継続します。
4	医療・介護関係者の情報共有の支援	連絡会議や茂原市長生郡医師会との会議を通じ て、情報の共有を図っていきます。
(5)	在宅医療・介護連携に関する相談支援	地域包括支援センターに相談窓口を設置し、相談 支援を行います。
6	医療・介護関係者の研修、取組を総合的 に進める人材の配置・育成	千葉県や茂原市長生郡医師会の研修へ参加し、 町内介護関係者にも参加を促していきます。
7	地域住民への普及啓発	ホームページや町広報などで、啓発を行っていきます。また、住民向け健康教室や健康フォーラムの開催を通じて、周知に努めます。
8	在宅医療・介護連携に関する 関係市区町村の連携	山武長生夷隅(二次医療圏)の市町村での連携 を図っていきます。

1-(4) 認知症施策の推進

地域支援事業

国が平成27年に発表した推計によれば、全国の認知症患者数が令和7年には700万人を超え、65歳以上の高齢者のうち5人に1人が認知症になると推計されています。

認知症施策については、これまでは認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)に基づいて「認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す」を基本的な考え方として取り組んでいます。

さらに、令和元年には認知症施策推進関係閣僚会議において「認知症施策推進 大綱」がとりまとめられ、将来的な認知症の更なる増加を見越したうえで、認知 症の方が良い環境で自分らしく生活できるよう5つの施策が掲げられています。

本町においては、5つの施策の実施に向けて、下記の取組を進めてまいります。 また、認知症に対し、住民一人ひとりが、誰もが関わる可能性のある病気で あるという認識や正しい知識を持つことも重要であることから、地域住民が協 力して、地域全体で見守る環境づくりを推進していきます。

■認知症施策推進大綱の5つの施策と一宮町で取り組むべき事項

認知症施策推進大綱の5つの施策	一宮町の取組
① 普及啓発・本人発信支援	地域支援・ケア向上事業の実施 認知症サポーター養成と活動の支援、フォローアップ研修
② 予防	認知症予防教室の実施 通いの場を活用した認知症予防 最新の情報や研究等の成果の活用・普及
③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	認知症ケアパスの普及・活用 相談体制の充実 認知症初期集中支援チームの推進 位置情報検索システム助成事業
認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の 人への支援・社会参加支援	認知症カフェの設置 高齢者サロンの整備・充実 地域支援ネットワークの推進 小学校介護体験教室・認知症サポーター養成講座 若年性認知症対策の推進 成年後見制度の活用促進
⑤ 研究開発・産業促進・国際展開	国際交流員による介護予防教室

※認知症ケアパスとは

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らしを続けられるよう、認知症の進行や状態に合わせて受けられる医療・介護・福祉サービスを示したものです。

●認知症初期集中支援推進事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする事業です。

●地域支援・ケア向上事業

認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス、圏域での支援機関の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、推進員を中心として、医療・介護等の連携強化等による、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ることを目的とする事業です。

●認知症サポーターの養成

認知症になっても安心して暮らせる町づくりを目指し、認知症の人やその家族を見守る応援者である認知症サポーターを養成します。学校教育等における認知症高齢者への理解の推進も図ります。

■実施状況と目標

【一般】

	現状			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数(実人数)	27	0	0	30	50	50
認知症サポーター数 (累計:人)	540	540	540	570	620	670

[※]令和元年度・2年度の実績低下は、新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

【小学生】

	現状			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数(実人数)	_	-	119	117	128	113
認知症サポーター数 (累計:人)	_	-	119	236	364	477

●認知症カフェの設置

認知症の方やその家族を含め、誰でも気軽に参加でき、カフェのようにお茶を飲みながら語り合う交流の場です。また、認知症や介護の専門職に相談することができたり、同じ悩みや経験を持つ人たちと情報交換をしたりすることができるつどいの場でもあります。

認知症カフェの運営サポートに向けて関係機関の連携も視野に入れて、支援をしていきます。

■実施状況と目標

	現状			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症カフェ(設置数)	0	0	0	0	1	1

●認知症予防教室の実施

基本チェックリスト「認知」項目該当者及び認知症予防に興味のある人に対し、認知症予防に良いとされている有酸素運動、作業等の専門プログラムを実施し、認知症予防を図ります。また、教室の開始前後に認知症機能の状態を評価するファイブコグ検査(高齢者集団用認知検査)を実施することにより、教室の評価を行います。

●位置情報検索システム事業(※新規実施)

認知症高齢者等の所在を早期に確認し生命を危険から回避すること及び介護する家族等の身体的及び精神的負担を軽減するため、GPS(位置情報検索携帯端末)を利用する場合の初期費用を助成します。

■利用見込み数

	見込み数				
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
利用人数 (人)	3	3	3		

1-(5)相談・支援体制の強化

①地域包括支援センターの体制強化

地域包括支援センターの運営については、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送るために介護・医療・福祉の推進を包括的に支援することを目的に設置し、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談・支援事業、虐待の防止を含む権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント支援事業を行っています。

今後、既存の運営に地域ケア会議の充実を加え、更に在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備に加えて、より充実した地域包括ケアシステムの構築等に努め、高齢化の進展に伴って多様化するニーズに適切に対応していけるよう、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

②高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた取り組みの推進

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、制度の持続可能性を維持するためには、地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じた自立した生活を送れるよう取り組みを進め、保険者機能を強化・発揮し、自立支援・重度化防止に取り組むことが必要です。

平成30年度には国によって保険者機能強推進交付金が創設され、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組について客観的な指標を用いて評価したうえで取組を推進する制度が整備されました。

また、令和2年度には新たな予防・健康づくりに資する取組に重点化した介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

本町でもこうした制度の活用も検討しつつ、高齢者の自立支援、重度化防止等に向けた取組を推進していきます。

③総合相談支援事業・権利擁護事業

高齢者の心身の状況及び家庭環境等についての実態把握に努めながら、介護保険サービスにとどまらない様々なサービスについての情報提供や継続的・専門的な相談支援を実施します。

また、高齢者への虐待防止及び早期発見、判断能力が不十分な高齢者への相談及び成年後見制度が必要な場合の申立て支援など、権利擁護の観点から対応が必要な高齢者を支援します。

●総合相談

	現状					
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度			
家庭訪問(件)	227	220	238			
面接(件)	244	222	241			
電 話(件)	363	467	507			
連絡調整(件)	102	107	116			
合 計(件)	936	1,016	1,102			

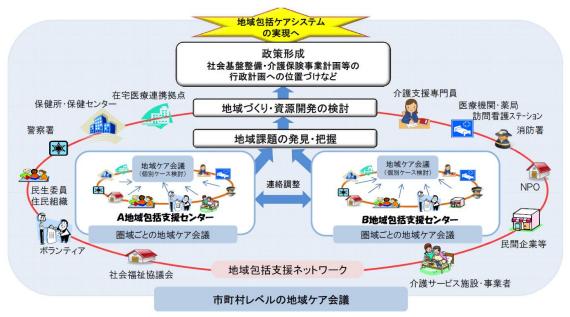
④包括的・継続的マネジメント支援事業

地域で活動するケアマネージャーが円滑に仕事ができるように指導や支援、スキルアップのための勉強会などを行います。また、医療機関など関係機関とのネットワークづくりを行います。

⑤地域ケア会議の充実

「地域ケア会議」については、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、更に取組を進める必要性があります。具体的には、個別事例の検討を通じて多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、実効性あるものとして定着・普及させていきます。

≪地域ケア会議を活用した地域包括ケアシステム実現のイメージ≫



(出所)厚生労働省「地域ケア会議の概要」

⑥高齢者の居住安定にかかる施策との連携

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるもので、様々なニーズに見合った 住居が提供されることが高齢者の安心・安全な暮らしを実現していくうえでの前 提となります。

このため、住宅改修に加え、シルバーハウジングプロジェクトや公営住宅、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅、その他の賃貸住宅・老人ホーム等に関する供給目標について、千葉県と連携を図りながら定めていきます。

⑦生活支援体制整備事業

地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実を図るため、生活支援体制整備事業を実施しています。具体的には「生活支援コーディネーター(地域支え推進員)」と「協議体」を設置し、「生活支援コーディネーター」が「協議体」のネットワークを生かしながら、地域の互助を高め、住民主体のサービスが活性化されるよう、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。

●生活支援コーディネーター

■配置状況と予定

	現状			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1層(人数)	1	1	1	1	1	1
2層(人数)	1	1	2	2	2	2

●協議体

■配置状況と予定

	現状			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1層(設置数)	0	0	0	0	1	1
2層(設置数)	0	0	0	1	1	1

1-(6)地域共生社会の実現

地域支援事業

高齢者がいきいきと暮らしていくうえでは、あらゆる住民が互いに繋がり、一人ひとりが生きがいや役割を持って助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」を実現させていく必要があります。

地域共生社会を実現させていくうえで、高齢者の地域での生活を支える「地域包括ケアシステム」は地域共生社会における重要な基盤となります。

住民の多様なニーズに対応する包括的な支援体制、認知症施策や介護サービス提供体制の整備、医療・介護のデータ基盤の整備、介護人材確保・業務効率化の推進、介護保険制度の見直しをふまえた社会福祉基盤の整備を通して、「包括的な支援体制を行うことの出来る社会福祉基盤の整備」「介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進」を進めます。

1-(7) その他の地域支援事業(旧・任意事業)

地域支援事業

家族介護者の支援のための事業や、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業を実施します。

①介護給付費適正化事業

介護認定適正化、ケアプランの点検、サービス提供体制及び介護報酬請求に 関する医療情報等の突合・縦覧点検を実施し、介護給付の適正化を進めていき ます。

第8期における調整交付金の算定にあたっては、適正化事業の取組状況が勘案されます。

■介護給付費用適正化事業の概要と取組目標

事 業 名	取組目標
	より適正な介護認定を行うため、新規申請者の認定調査については直
	営の調査員が実施し、委託による更新申請や区分変更申請者の認定
要介護認定の適正化	調査を含め、調査内容を点検する体制を整備します。また、要介護認
	定のバラツキ是正のための調査員の検討会・研修会等を実施します。
	介護支援専門員が作成したケアプランの内容について点検を行い、自立
ケアプランの点検	支援に資するケアプラン作成を支援することで、利用者が真に必要とする
	サービスの適正な給付に努めます。
	千葉県国民健康保険団体連合会(国保連)からの提供データ等を活
医療情報との突合・	用し、適切なサービス提供が行われているかの点検を行います。また、利用
縦覧点検	者に対して介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知し、適
	切なサービス利用の普及啓発に努めます。

②家族介護支援事業

要介護4以上の認定を受けている寝たきりや認知症の高齢者を抱え、介護サービスを利用せず在宅で介護している家族に対して年額10万円を支給しています。

③その他事業

(ア) 住宅改修支援事業

地域包括支援センターの主任ケアマネージャーが、居宅介護支援を受けていない要介護者等に対し、住宅改修費の支給申請に係る理由書を作成することで、 適正な運営を確保します。

※調整交付金とは

市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、国から全国ベースで給付費の5%相当分を交付するものであり、具体的には、「高齢者中の後期高齢者の割合」と「高齢者の所得状況の格差」を調整する「普通調整交付金」と、災害等の特別な事情を勘案する「特別調整交付金」があります。

(イ) 地域自立生活支援事業

65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等を対象に、緊急通報装置 を貸与することで、急病等の緊急事態における日常生活上の不安の解消を図り ます。

(ウ) 生活管理指導事業

高齢者を介護している家族が、緊急の理由で居宅における介護ができない場合に、当該高齢者を一時的に介護老人施設に保護し、当該高齢者及びその家族の福祉の向上を図ります。

(工) 成年後見制度利用支援事業

認知症などにより、判断能力が十分でない高齢者が、財産管理や日常生活での様々な契約などを行うときに、不利益を被らないよう支援します。

成年後見制度を利用する際に親族等の援助を受けられない人には、町長が当該制度の申立てを行い、後見人等への報酬を負担することができない人には、町が補助を行うことで当該高齢者の福祉の向上を図ります。

(オ) グループホーム家賃助成事業

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)に入居する一定の条件を満たしている人の、経済的負担の軽減を図るため、家賃の軽減を実施する事業者に対し、助成を行います。

基本目標② 高齢者を地域で支え合う仕組みづくり

2-(1)保健サービスの推進・疾病予防

保健福祉事業

①健康診查

(ア)特定健康診査(40歳から74歳)

40歳から74歳の一宮町国民健康保険加入者を対象に特定健康診査を実施しています。受診率は増加傾向にありますが、今後も未受診者への受診勧奨や、検診の結果、特定保健指導が必要になった人への指導を実施しています。

■実施状況と目標

	現状			目標			
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
受診率 (%)	44.3	45.6	40.0	50.0	50.0	50.0	

(イ) 特定保健指導(40歳から74歳)

特定健康診査の結果、健康の保持に努める必要がある人を対象に、生活習慣改善のための支援として特定保健指導を実施しています。

■実施状況と目標

	現状			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施率 (積極的支援)(%)	20.5	19.0	39.4	50.0	50.0	50.0
実施率 (動機付け支援)(%)	30.6	25.4	34.1	50.0	50.0	50.0

[※]令和2年度は見込みとなっています。

(ウ)後期高齢者健康診査(75歳以上)

後期高齢者の健康を保持・増進し、生活習慣病等の早期発見や介護予防につなげるため、75歳以上の人を対象に健康診査を実施しています。

	現状			目標				
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
対象者数 (人)	1,874	1,922	1,790	1,800	1,800	1,800		
受診者数 (人)	586	613	504	650	650	650		
受診率 (%)	31.3	31.9	28.2	36.1	36.1	36.1		

(エ) 骨粗しょう症予防検診

20歳~70歳までの5歳きざみの女性を対象に骨密度測定を実施します。検診終了後、要指導者に対して個別に日常生活指導を実施し、骨粗しょう症の予防に努めます。

■実施状況と目標

	現状			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数 (人)	836	752	830	739	750	760
受診者数 (人)	220	209	230	208	215	220
受診率 (%)	26.3	27.8	27.7	28.1	28.7	28.9

(オ) がん検診

早期発見により早期治療と病状の悪化防止に結びつけるため、胃がん、大腸がん、結核健診、肺がん(40歳以上)、前立腺がん(50歳以上の男性)、子宮がん(20歳以上の女性)、乳がん(30歳以上の女性)の検診を実施します。

今後も、受診しやすい環境づくりを目指し、新規受診者の拡大に努めます。 また、精密検査の受診率の向上を図ります。

			現状			目標	
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
	対象者(人)	8,030	8,154	8,169	8,170	8,200	8,230
胃がん	受診者(人)	603	586	486	620	625	630
	受診率(%)	7.5	7.2	5.9	7.6	7.6	7.7
	対象者(人)	5,236	5,321	5,321	5,350	5,370	5,390
子宮がん	受診者(人)	822	821	728	831	840	850
	受診率(%)	15.7	15.4	13.7	15.5	15.6	15.8
	対象者(人)	4,875	4,920	4,922	5,000	5,020	5,040
乳がん	受診者(人)	1,365	1,270	1,047	1,397	1,410	1,420
	受診率(%)	28.0	25.8	21.3	27.9	28.1	28.2
	対象者(人)	8,030	8,154	8,169	8,170	8,200	8,230
大腸がん	受診者(人)	1,607	1,542	1,471	1,582	1,590	1,595
	受診率(%)	20.0	18.9	18.0	19.4	19.4	19.4
	対象者(人)	2,850	2,856	2,847	2,900	2,920	2,940
前立腺がん	受診者(人)	706	725	588	752	760	770
	受診率(%)	24.7	25.4	20.7	25.9	26.0	26.2
結核検診	対象者 (人)	3,977	3,990	3,890	4,230	4,245	4,260
柏核快衫 (65 歳以上)	受診者(人)	1,165	1,197	783	1,217	1,225	1,235
(0) 成以工/	受診率(%)	29.3	30.0	20.1	28.8	28.9	29.0
肺がん	対象者 (人)	4,053	4,164	4,279	3,940	3,955	3,970
(レントゲン)	受診者(人)	432	403	333	404	415	425
(40~64歳)	受診率(%)	10.7	9.7	7.8	10.3	10.5	10.7
味がん	対象者(人)	348	322	279	330	330	330
肺がん (喀痰)	受診者(人)	203	200	173	217	220	225
(哈灰)	受診率(%)	58.3	62.1	62.0	65.8	66.7	68.2

②健康教育

生活習慣病の予防や健康増進のため、65歳以下の人に対して健康に関する正 しい知識の普及と生活習慣の改善を図ります。

なお、65歳以上の人については、地域支援事業の中で介護予防事業として実施します。

■実施状況と目標

	現状			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数(延べ人)	172	154	30	150	160	170

③訪問指導

各種検(健)診の結果、要指導者や生活習慣の予防において指導が必要と思われる人に対して訪問指導を実施します。

関係機関との連携を強化し、必要に応じ合同訪問を行い、生活支援を行います。

④在宅訪問歯科保健事業

65歳以上で寝たきりの人や障害等で外出困難な人を対象に、歯科医師による 訪問健康診査を引き続き実施します。

■実施状況と目標

	現状			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成人歯科相談(件)	7	3	0	1	1	1
在宅訪問歯科保健事業受診者数(人)	0	0	0	1	1	1

⑤高齢者インフルエンザ予防接種

65歳以上の人及び60歳以上65歳未満の人で心臓や、腎臓、呼吸器の機能等の障害、または免疫機能に障害のある人で、日常生活が極度に制限される程度の障害を有する人(障害者手帳1級相当)に対し、引き続き重症化防止のため実施します。

	現状			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数 (人)	3,976	3,997	4,204	4,230	4,245	4,260
接種者数(人)	2,384	2,491	2,644	2,750	2,800	2,850
接種率 (%)	60.0	62.3	62.9	65.0	66.0	66.9

⑥高齢者肺炎球菌予防接種

65歳以上の人及び60歳以上65歳未満の人で心臓や、腎臓、呼吸器の機能等の障害、または免疫機能に障害のある人で、日常生活が極度に制限される程度の障害を有する人(障害者手帳1級相当)に対し、生涯1回助成します。引き続き重症化防止のため実施します。

■実施状況と目標

	現状			目標				
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
対象者数 (人)	896	907	500	550	560	570		
接種者数(人)	211	122	105	143	143	147		
接種率 (%)	23.5	13.5	21.0	25.1	25.5	25.8		

[※]平成26年に開始され、5年経過したことにより、令和2年度からは助成を受けていない方が対象となるため、対象者数、接種者数が減少となります。

⑦食生活改善推進員活動事業

食生活改善推進員が中心となり、様々な関係機関や地域活動団体と連携しながら、地域住民に対し、生活習慣病、高齢者の低栄養等の予防を地区組織活動を通して、「食」による健康づくりの普及啓発に努めます。

2-(2) 民間事業者等との協力

高齢者にやさしいまちづくりの推進

高齢者が要支援・要介護状態になっても、地域ぐるみで高齢者の生活を支える体制の整備を進め、住みたい場所で安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指します。

町内において活動を行う民間事業者等と協定し、事業者等が日々の業務の中で住民の日常生活での異常と思われる状況を発見した場合に、町へ連絡する体制の整備を促進し、連携した対応を図ることにより、安心・安全な生活ができる地域づくりを推進します。

さらに、高齢者に効果的なケアマネジメント体制を提供するうえで、民間事業者や市町村・社会福祉法人・NPO・ボランティア・協同組合・地域包括支援センター等の多様な主体が有機的に連携しながら事業の実施体制を構築していくことが重要です。

総合事業の多様な担い手に対して、適宜情報提供・相談・援助を行うとともに、 担い手同士の情報共有体制の整備を推進します。

2-(3) 高齢者福祉サービスの充実

高齢者にやさしいまちづくりの推進

①緊急通報装置設置事業

一人暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯及び重度身体障害者世帯に対し、 緊急時の対応や安否確認等を図ることを目的に、緊急通報装置を貸与し、安 心・安全な日常生活が送れるよう支援します。

■実施状況と目標

	現状			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数(延べ件)	528	528	516	528	540	540

②新にこにこサービス事業

在宅の高齢者が通院や買物等で外出する際、利用者の居宅から希望する町内目的地まで送迎サービスを行うことにより、生活の質の向上と自立を促し、高齢者を支援します。

■実施状況と目標

	現状			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(延べ人)	2,143	2,071	1,794	1,950	2,175	2,250

③福祉タクシー事業

要介護認定3以上の高齢者が、福祉タクシーを利用した場合に料金の助成を行うことにより社会活動の範囲を広め、福祉の増進を図ります。

■実施状況と目標

	現状			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(延べ人)	72	101	208	230	235	240

④介護用品貸出事業

町内在住の高齢者及び障害者に、介護ベッドや車いすの貸出しをします。これにより在宅生活の向上を図ります。

■実施状況

2 4 - V 4 V -					
	利用数				
	平成 30 年度 令和元年度 令和24				
介護ベッド(台)	1	3	2		
車いす(延べ数)	22	20	16		

⑤配食サービス事業

75歳以上の独居世帯、高齢者のみの世帯で、町内に身内等がなく調理困難な人を対象に弁当をお届けするとともに、安否の確認をします。

■実施状況と目標

	現状			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(延べ人)	1,189	1,146	1,017	1,500	1,500	1,500

⑥入浴施設利用補助事業

町内在住の65歳以上の人を対象に、町内にあるホテルの浴室を割引価格にて利用できる証明書を発行します。これにより福祉の向上を図ります。

■実施状況と目標

	現状			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数(延べ人)	244	185	77	184	200	216

⑦敬老祝品配布事業

町内在住の満88歳、100歳の人と最高齢者に祝品をお届けしています。

	現状			目標		
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
88 歳(人)	76	87	69	81	85	85
100 歳(人)	4	3	3	6	5	5
最高齢(人)	1	1	1	1	1	1

高齢者にやさしいまちづくりの推進

2-(4) 心配ごと相談

高齢者の多様な相談ニーズに対応して、身近に相談しやすい体制づくりの強化に努めていきます。また、民生委員等関係機関と連携して、それぞれの人に合った介護予防や生活支援サービスにつなげられる様に支援します。

■実施状況

	現状				
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度		
相談者人数(延べ人)	0	6	10		

2-(5)シルバー人材センターの活用

高齢者にやさしいまちづくりの推進

就労意欲のある高齢者に、そのライフスタイルに合わせた就労の場を確保するよう努めるとともに、ボランティア活動をはじめ、地域の歴史・伝統文化の継承といった分野でも知識や技術などを地域に還元できるよう環境整備を進めます。高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と活性化に貢献できるようシルバー人材センターの機能の充実を図ります。

2-(6)介護職の人材確保と業務効率化

高齢者にやさしいまちづくりの推進

①小学生の介護体験学習

小学4年生の生涯学習の一環として、町内小学校2校で高齢者や障害者の体験 及び介護者の体験学習を実施しています。福祉の精神を育み、介護職について 身近に感じ、興味関心を持ってもらうことにより、不足する介護職の人材確保 に努めます。

	現状		目標			
	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一宮小学校(人)	81	88	95	82	69	88
東浪見小学校(人)	18	23	29	31	20	26
合計(人)	99	111	124	113	89	114

②地域包括ケアシステムを支える人材の確保および資質向上

少子高齢化の進展に伴って、介護を支える人材の制約が今後より一層強まっていくことが見込まれるなか、サービスの質を維持しながら必要な供給を行うことのできるよう体制の整備を行うことが重要となります。

一宮町では、県や他市町村と連携をとりながら、介護人材の確保や資質向上に向けて以下に掲げる取り組みを進めます。

介護人材の確保	・様々な年代層(若年層、子育てを終えた層、元気な高齢者など)や他業種からの新規参入の促進 ・離職した社会福祉士などの潜在的人材の復職・再就職支援 ・働きやすい環境の整備 ・介護の仕事の魅力向上 ・外国人材の受入環境の整備
介護現場の技術革新	・業務仕分けや、ロボット・ICTの活用 ・介護現場革新の取組を周知し、介護職のイメージを刷新
地域包括支援センタ 一の体制整備	・保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員以外の専門職や 事務職の配置を含めた必要な体制の検討
ボランティア活動の 促進	・介護人材確保に向けて、医療介護総合確保基金(介護従事 者確保分)を活用したボランティアポイントの付与等の事 業について検討
介護現場の業務効率 化	・個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化 ・様式例の活用による標準化
要介護認定実施体制 の整備	・要介護認定制度における認定業務の簡素化を通した要介護 認定業務の迅速な実施
介護離職の防止	・関連部局と連携した職場環境の改善に関する普及啓発活動

③業務効率化の取組

千葉県および他市町村と連携を図るなか、業務効率化に向けた好事例(介護現場におけるICTの利活用など)の情報収集や一宮町への導入の検討を行っていくとともに、個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化、様式例の活用による標準化、ICT化などによる介護事業者・役場の業務の負担軽減を行うなど、業務の効率化を推進します。

権利擁護事業

町では、平成 23 年度から茂原警察署管内高齢者ネットワークを構築し、警察署から高齢者に関する防犯情報、犯罪統計等の情報を定期的に受け、広報等により周知などを行っています。また、高齢者虐待等の情報を警察と共有し、必要により関係機関と連携して対応を図ることで、高齢者の安全・安心な生活を支援します。さらなる普及・啓発活動の強化や、相談体制の確立に努めていきます。

(1) 日常生活自立支援事業の利用支援

日常生活の判断状況に不安のある高齢者や障害者でも、安心して地域で生活が送れるように、福祉サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理等の支援を行います。

(2) 成年後見制度の利用促進

認知症等で判断能力が不十分な高齢者や障害者が、悪徳商法等により財産を失ってしまうといった問題が増加している中、どのような状態になっても安心して生活ができるように、権利を守り財産侵害等を防止していきます。当該制度利用にあたり、親族等の援助を受けられない人には、町長が申立てを行います。

また、後見人等への報酬を負担することができない人には、町が補助を行います。

(3) 高齢者虐待の早期発見、防止

地域における様々な機関とのネットワークを構築し、連携を密にすることで 虐待の早期発見、防止を図ります。緊急の場合には、必要に応じて老人福祉施 設等への入所など、他の機関と連携して高齢者を守ります。

また、家族の介護負担やストレスを軽減するため、サービスの紹介や情報提供を通じて、介護者や家族へのレスパイトケアも図り、虐待の防止につながるように努めます。

(4) 防災対策の推進

高齢者の災害時の不安を解消するために、日頃から災害に備え、防災知識の普及や災害時の適切な情報提供、地域住民の協力による安全確保体制の充実とともに、避難所の整備を図ります。

また、支援が必要な人へ災害時避難行動要支援者名簿への同意確認書の提出 周知、同名簿作成・個別支援計画の作成を進め、地域の関係団体や事業所、組 織、ボランティアなどとの連携により、災害時における避難誘導、安否確認な どの支援体制の充実を図ります。

(5) 防犯対策の推進

高齢者を犯罪から守るため、地域ぐるみで地域の安全・安心を確保する体制の整備と活動の展開を図ります。

2-(8)災害や感染症対策にかかる体制整備

2019年には台風15号、19号の影響により一宮町をはじめ千葉県内に甚大な被害がもたらされました。さらに新型コロナウイルスの感染拡大の影響も計り知れない状況です。

こうした状況のなか、高齢者の安心・安全な暮らしの基盤となる、災害や感染症対策にかかる体制を整備していくために、防災・感染症対策の周知、高齢者の避難支援、災害時の物資の安定供給、情報提供や高齢者の生活支援などといった対策を進めていきます。

■災害や感染症対策の主な内容

防災・感染症対策の周知	介護事業所と連携した防災や感染症対策についての周知啓 発、研修、訓練
高齢者の避難支援	地域防災計画をふまえたうえでの、災害時の高齢者の適切な 避難、避難行動要支援者名簿の作成などの対策
物資の安定供給	災害や感染症発生時に必要となる物資の、介護事業等への備 蓄・調達・輸送体制の整備
情報提供や生活支援	新型インフルエンザ等対策行動計画をふまえたうえで、新型 コロナウイルス感染症等の情報提供や独居高齢者の生活支援 等といった対策